補助金調書

補助金名	筑前琵琶鑑賞会事業補助金			担当課（連絡先）	経済観光文化局文化まつり振興部 文化振興課（TEL711-4969）	
交 付 先	団体	筑前琵琶福岡旭会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	（公募の場合）公募時期				
（公募の場合）応募要件						
（非公募の場合）非公募の理由	当該補助事業を行っている団体が限定されているため					
補助開始年度	昭和43	年度	経過年数	57	年度	
補助金の目的及び補助対象事業	目的 本市の市民文化の振興を図り、もって心豊かに文化芸術を楽しむまちづくりを推進すること 対象事業 郷土の代表的芸能である筑前琵琶の向上・保存・普及を目的とし、福岡市の区域内で開催される演奏会のほか、上記の目的を達成するために必要な事業					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	① 文化芸術を活かしたまちづくりの実現を図るという目標はいまだ達成しておらず、今後とも継続的な取り組みが必要である。 ② 筑前琵琶は前近代の筑前地方で行われた盲僧琵琶を原型とし、明治時代中期の福岡でそれらが改良されて全国的に流行した芸能であることから、本市の音楽芸能や文化風俗の歴史を考える上でも、他の文化芸術分野と比較しても極めて重要な位置づけがあると言える。また、筑前琵琶の演奏事業を行っている団体は、本市内には現在補助金を交付している2団体（筑前琵琶保存会、筑前琵琶福岡旭会）以外にはないため、本市の文化芸術を振興するうえで必要性・公益性は薄れていない。 ③ 今後も補助を行うことにより、広く筑前琵琶の向上・研究・保存・普及に関する活動が行われ、本市の文化芸術振興に効果が見込める。 ④ 筑前琵琶の向上・研究・保存・普及を目的とする事業は、現在補助金を交付している2団体（筑前琵琶福岡旭会、筑前琵琶保存会）以外にないため、公平性は保たれている。 ⑤ 金銭的援助以外の代替手段がない。 以上の理由から、補助金の終期を延長するもの。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 対象経費 ① 会場設営に係る経費 ② 事業運営に係る経費 ③ 印刷及び広報宣伝に係る経費 算定方法 補助対象経費に10分の1を乗じて得た額を限度とし、予算の範囲内で交付				
（間接補助の場合）間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					

交付状況等【上段:交付件数】【下段:決算】（※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	1 件	1 件	1 件
	70 千円	70 千円	70 千円	70 千円

前年度補助事業の主な実施概要	第71回目となる「筑前琵琶鑑賞会」は、11月20日に、薬院の鷹の会能舞台にて開催され、全7曲が披露された。
補助金交付による効果	筑前琵琶福岡旭会は、明治42年に創立され、年1回の定期演奏会を開催するとともに、筑前琵琶九州連合会等に参加し、郷土の伝統芸能である筑前琵琶の保存と普及を通して本市の地域文化振興に寄与している。

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。